

CKDシールの運用について

1. 目的

- 医師・薬剤師等が患者と情報を共有する。
- 腎機能低下時の薬物投与について、腎排泄型薬剤等の種類や量を確認する。
- CKDという言葉や概念の啓発につなげる。

2. 運用方法

(1) CKDシールの貼付基準

- 腎機能の低下が認められる患者 (eGFR 60ml/min/1.73m²未満)

(2) CKDシール貼付の流れ

① 検査値を確認

◆CKDシール貼付基準

eGFR < 60 ml/min/1.73m²

② 上記に該当する場合、患者さんに同意を得た上で、CKDシールをお薬手帳に貼付

- ◆お薬手帳を持参している患者さん
→お薬手帳にCKDシールを貼付
- ◆お薬手帳をもっていない患者さん
→CKDシール貼付済のお薬手帳を配布
- ◆お薬手帳を忘れた患者さん
→eGFR値を記入したメモとシールを配布



③ CKDシールの目的などを、患者さんに説明

(3) CKDシール貼付について

腎臓専門医、糖尿病専門医、糖尿病連携医、病院薬剤師、保険薬局薬剤師、シールの運用方法を理解している医療従事者が貼付します。

長崎県薬剤師会の協力を得て、医師や薬剤師を対象とした研修会等にてCKDシールの貼付についての周知・協力依頼を行います。

3. CKDシールの入手方法

長崎県医療政策課、長崎県薬剤師会で入手できます。

郵送を希望する場合は、別紙の「CKDシール送付依頼票」に必要事項をご記入の上、FAXまたはメールにて、下記あてご請求ください。

4. シールの請求先

長崎県医療政策課（事務局）

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

TEL：095-895-2467 FAX：095-895-2573

長崎県薬剤会

〒852-8104 長崎市茂里町3番18号

TEL：095-847-2600 FAX：095-848-6160